

令和 6 年度茨城地方最低賃金審議会
第九回本審議会議事録

令和 7 年 3 月 14 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年3月14日（金）午後4時より

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局	労働局長	澤口 浩司
	労働基準部長	江口 勇次
	賃金室長	川野 義光
	室長補佐	鈴木 洋昭
	賃金係	佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) その他

補 佐

本日はお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から令和6年度第九回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、都合により労働者代表委員の黒澤委員、使用者代表委員の柳瀬委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会 長

こんにちは。本年度最後の審議会となります。最後までご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、議題（1）の特定最低賃金改正の意向確認（表明）について、事務局にご説明いただきます。

賃金係

それでは私の方から説明させていただきます。

344ページ、資料No. 1をご覧ください。意向表明の写しを添付しております。こちらは、令和7年2月21日に鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業の4業種全てについて、局長あて改正に関わる意向表明が提出されました。なお、いずれも改正の申出は7月上旬を予定されております。私からは以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局からご説明があった来年度の特定最低賃金の改正申出に係る意向表明が、関係労働組合から局長あてに提出されたという報告について、労働者側代表委員の方で何か補足説明がございましたらよろしくお願いします。

大森委員

はい、お疲れさまでございます。労働者側委員の大森でございます。今年度最後の審議会ということで、この一年間皆様と真摯な論議ができましたことに御礼申し上げたいと思います。ただ今報告がありましたように、来年度に向けまして4業種について特定最低賃金の意向表明をさせていただいたところでございます。申出につきましては、説明がありましたように、7月上旬を予定しておりますので、趣旨、内容等についてはその際に申し上げていきたいと思います。いずれにしましても、来年度も引き続き真摯な審議ができますようよろしくお願いしたいと思います。私の方からは、以上でございます。

会 長

それでは、この件に関しまして、何かご意見やご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

ないようですので、続きまして、事務局から、改正に関する申出の要件となります、各特定最低賃金の適用労働者数と適用使用者数について報告をしていただきます。お願いします。

賃金係

はい、それでは350ページ、資料No. 2をご覧ください。令和6年の特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数の一覧表となっております。こちらの数値につきましては、令和3年の経済センサスの母集団の数値をもとに、最低賃金に関する基礎調査で把握した特定最低賃金適用除外労働者数を除外し、さらに、令和6年12月までに労働局で把握した廃止事業場数の除外及び新規成立の事業場数の追加を行った上で算出した推測値となっております。次のページにつきましては、平成30年度以降の適用事業所数と適用労

働者数の推移表がありますので、参考までにご覧ください。
い。私からは以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 それでは、局長あて特定最低賃金の改正に係る意向表明がされたことに伴い、当審議会において労使双方で意向確認をしたいと思います。ご承知のように、特定最低賃金の改正については関係労使の合意が必要となりますので、申出予定者は関係労使当事者間の意思疎通を図ることをお願いいたします。併せて申出予定者は、意向表明にも書かれていますように、7月上旬までに局長あて、改正に関する申出書の提出をお願いいたします。

続きまして、その他の配付資料についてご説明をお願いいたします。

賃金係 はい、引き続き私の方から説明いたします。

まず、353ページから355ページまでの資料No.3をご覧ください。こちらが今年度の特定最低賃金の官報公示の写しを添付しております。

続いて、356ページから358ページの資料No.4は、本年の全国の特定最低賃金改正状況の業種別の一覧となっております。こちらは、各専門部会や第七回審議会でもお配りした一覧の最終版となっております。

続いて、359ページの資料No.5をご覧ください。こちらは県内の監督署にて毎年1月から3月にかけて実施している最低賃金の履行確保に重点を置いた監督指導状況の推移表となっております。監督指導を行った事業場の件数及び

違反件数、違反率を産業分類ごとに集計しております。なお、令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査が中止となったことから件数が少なくなっております。説明は以上となります。

会 長 ありがとうございました。この件につきまして、皆様の方から、何かご意見・ご質問等がございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 それでは、議題（２）の労働団体からの要請書につきまして、その報告を事務局からお願いします。

室 長 それでは、私の方からご報告申し上げます。

お手元の配付資料No.6、360ページをご覧ください。昨年の最低賃金改定後に、労働団体から要請書が1件提出されております。要請内容の一部に本審議会にお伝えすべき内容がありましたので、ご報告させていただきます。本年２月18日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ、労働行政の拡充のための人員増を求める要請書が提出されております。要請書については、記の項目２に、最低賃金の引き上げについてと題して、最低賃金の引上げや審議会の運営に関する要請等が記載しております。以上です。

会 長 ありがとうございました。ただ今の労働団体からの要請書につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長

続きまして、議題（３）その他について、事務局からご説明があります。

室 長

事務局の方から４点ほど説明させていただきます。

まず１点目は、審議会の公開・非公開についてです。会議の透明性の確保、また、率直な意見を阻害しないという観点から、毎年、検討をいただいているところです。

配付資料とは別に用意しました、右上に参考資料１と記載しております資料をご参照ください。これは、今年度の当審議会の公開・非公開の状況です。赤の文字が非公開となっている部分です。まず、原則論を説明しておきますと、会議は、原則公開する。なお、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等などの特段の理由により、会長は非公開とすることができる。非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくこと、となっております。今年度、第五回、第六回参考人意見陳述等と専門部会の金額審議は非公開としてきたところです。第１回専門部会是一部公開です。昨年の１１月に労使の代表の方と打合せを行いましたところ、参考人意見陳述等は自社の経営状況等に触れることでオープンになってしまうこと、専門部会の金額審議については、率直な意見交換が損なわれるなど労使とも非公開との意見を会長にお伝えしました。審議会の公開・非公開は、第１回目の審議会でお決めいただくようになっておりますが、来年度は委員の任期２年になりますが、任期替えがあります。そうしますと、新たに委員に就任される方が何名かいらっしゃると思いますので、その方達の意見を確認してからの方がいいのではということでしたので、来年度に労使の代表の方と事前に打合わせを行い確認した上で、第１回目の審議会で

お決めいただくということになりました。

2点目について説明します。今年度の茨城県最低賃金の答申の附帯事項にあります最低賃金引上げによる中小企業等に対する支援にかかる業務改善助成金の申請状況です。資料は特に配付しておりませんが、当局における昨年度の申請件数は、3月末で、286件の申請でした。今年度においては、1月末時点で、341件と昨年度の申請を既に上回り過去最高の申請件数となっております。今後も、最低賃金の周知はもとより、支援策の周知についてもできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして3点目は、事業場視察です。事業場視察につきましては、昨年10月31日に開催した第七回審議会で検討いただいたところ、実施するということになりました。視察先につきましては、労働局の方で検討しましたところ、自動車部品用絶縁材、調理家電シールド部品などの製品を製造している事業所で受け入れていただけることになりました。日程につきましては、視察先事業所のご都合を確認いたしまして、5月22日木曜日と5月23日金曜日の2日の候補日をもって、今回をもって退任される委員の方を除いてということになりますが、出欠報告を提出していただいたところ、出席者が多かった5月23日金曜日の午後に決めさせていただきました。日程調整において、一部の委員におかれましては、残念ながら都合がつかず出席できないということで、大変申し訳ございませんがご了承いただきたいと思います。もし、ご予定の見直し等があって出席可能となりましたら、是非ご出席よろしく願いいたします。詳細につきましては、開催前に通知書を送付いたします。

最後4点目は、令和7年度における最低賃金審議会の日程についてです。参考資料2の令和7年度最低賃金審議会開催予定表をご覧ください。最低賃金審議会の日程につい

ては、今年度の審議会開催日を踏襲し、とりあえず予定の目安を作成させていただきました。発効日については、あくまでも審議会の中でお決めいただくことになりますが、例年、タイトな審議スケジュールで審議時間として十分なのかどうかなど、10月1日発効予定として日程を組んだほうがいいのかどうかなどがあります。

参考資料3は、令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表になりますが、参考のため配付させていただきました。仮に10月1日を発効日とする場合は、9月1日月曜日までに官報公示を行う必要があります。そのため、8月5日火曜日までに答申、そして異議申出締切は8月20日水曜日の翌日の8月21日木曜日午前中までに異議審議となります。

この場ではなかなか日程を決めることは難しいので、来年度に公益委員、労働者代表委員、使用者代表委員の方と事前に打合わせをさせていただきたいと思います。また、開催予定前には、例年どおり、委員の皆様とは日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、事務局からご説明がありました日程等について、何かご意見等ございますか。

全委員 （意見等無し）

会 長 今お話がありましたとおり、審議の期間がどんどんタイトになっていまして、かつてに比べるとずっと短い期間で集中審議をしているという状況があります。このため日程の確保も本当に大変です。従来は、労働者側委員から、少しでも早く発効してほしいとご希望があったと思いますけれど、過去と比べて明らかに短期間で審議していることは

間違いないので、スケジュール調整も本当にタイトになっていますし、少し考えていただけるといいのかなと思います。ただ、これは、委員の交代もありますし、日程等については、新年度いろいろな意見を踏まえた上で決定することになりますので、事前に皆様の方でご検討よろしくをお願いします。

それでは、いただいている議事はすべて終了しました。他に何かここでお話になりたいことがございますか。以上でよろしいでしょうか。

委 員 （了承の声）

会 長 それではここで、局長からご挨拶をいただくことになっております。よろしくお願いします。

局 長 今年度最後の最低賃金審議会ということでありましたが、改めまして、委員の皆様、お疲れさまでございました。今年度も、皆様には大変ご苦勞をおかけしたと思っております。

7月3日が第一回本審でありましたが、そのあと8月5日が答申、それからその後9月から特定最低賃金が始まって、10月、11月まで長丁場の中での真摯な議論をいただきまして心より感謝申し上げます。我々労働局といたしましては、最低賃金が県内で確実に遵守されるという観点から、1月から3月にかけて、最低賃金の履行確保のための監督指導を集中的に実施したところでございますが、引き続き、各種説明会・指導会などを積極的に活用する中で履行確保に努めてまいりたいと考えております。

業務改善助成金については、令和7年1月末現在の申請件数が昨年と比べ1.3倍と増加しているということで、引き続き支援も継続してやっていきたいと考えております

ので、いろいろな場面でご支援、ご協力をいただければと思います。本年度の審議会は、本日をもって一区切りということになります。委員の皆様には、何卒引き続きご協力のほどを賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会 長

以上をもちまして、本年度最後の最低賃金審議会は終了となります。皆様、1年間大変お疲れさまでございました。それから、今年度で退任される予定の方もいらっしゃる聞いておりますけれども、皆様本当にありがとうございました。それでは、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。